

◎佐賀県条例第2号

佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年佐賀県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に<u>基き</u>、職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第31条の規定に<u>基づき</u>、職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職を占める者の<u>サービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>

(佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年佐賀県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の算出の例により実施機関が知事と協議して定める額</p>

(佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項に規定する期末手当及び前項に規定する手当の額及びその支給対象は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該会計年度における任期の合計が6月未満である者（当該会計年度の任期と<u>当該会計年度の前の会計年度からの引き続いた任期との合計が6月以上である者を除く。</u>）<u>その他任命権者が別に定める者</u>に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p><u>8・9</u> 略</p>	<p>(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項に規定する期末手当及び前項に規定する手当の額及びその支給対象は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該会計年度における<u>会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）又は任命権者が別に定める者</u>に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p><u>8 前項の場合において、第3項又は第4項の規定により報酬額を定められた者に係る期末手当基礎額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、これにより難しい場合は、任命権者が別に定める。</u></p> <p>(1) <u>第3項の規定により報酬額を定められた者</u> 当該報酬額に6月1日及び12月1日（次号においてこれらの日を「基準日」という。）以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>(2) <u>第4項の規定により報酬額を定められた者</u> 当該報酬額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p><u>9・10</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>(第2号会計年度任用職員に対する給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する手当の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、当該会計年度における任期の合計が6月未満である者（当該会計年度の任期と当該会計年度の前の会計年度からの引き続いた任期との合計が6月以上である者を除く。）に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p>(報酬等の支給方法等)</p> <p>第5条 <u>第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員に対する報酬等の支給に関する事項のうち、次に掲げる事項（第1号会計年度任用職員にあつては、第3号を除く。）</u>については、一般職の職員が受ける給与の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 退職者及び専従退職者の報酬等に関する事項</u></p>	<p>(第2号会計年度任用職員に対する給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する手当の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、当該会計年度における<u>会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）</u>に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p>(報酬等の支給方法等)</p> <p>第5条 <u>第2条第5項の規定により報酬額を定められた者及び第2号会計年度任用職員に対する報酬等の支給に関する事項のうち、次に掲げる事項（同項の規定により報酬額を定められた者にあつては、第3号を除く。）</u>については、一般職の職員が受ける給与の例による。<u>ただし、これにより難しい場合は任命権者が別に定める。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>第2条第3項及び第4項の規定により報酬額を定められた者に対する報酬の計算期間その他報酬等の支給方法に関する事項については、任命権者が別に定める。</u></p> <p>(<u>退職者の報酬等</u>)</p> <p>第6条 <u>第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が退職にされたときは、その退職の期間中、いかなる報酬等（第2条第10項に規定する旅費に係る費用弁償を除く。以下この条及び次条において同じ。）も支給しない。ただし、任命権者が別に定める者に対しては、その期間中、報酬等を支給することができる。</u></p> <p>(<u>専従退職者の報酬等</u>)</p>

改正前	改正後
(補則) 第6条 略	第7条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる報酬等も支給しない。 (補則) 第8条 略

(佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に <u>基</u> き、警察職員（以下「職員」という。）の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。 (職員の服務の宣誓) 第2条 略	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>以下「法」という。）第31条の規定に基づ</u> き、警察職員（以下「職員」という。）の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。 (職員の服務の宣誓) 第2条 略 2 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職を占める者の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、本部長は、別段の定めをすることができる。</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条のうち、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第23条の改正規定中「第5条」を「第5条第1項」に改める。